

高知県換地業務促進費補助金交付要綱 新旧対照表

改 正	現 行
第 1 条～第12条（略） <u>（県内発注）</u> <u>第 13 条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u> （情報の開示） 第 <u>14</u> 条（略） <u>（附 則）</u> <u>1 この要綱は、令和 8 年 9 月11日から施行する。</u> <u>2 この要綱による改正前の高知県換地業務促進費補助金交付要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。</u>	第 1 条～第12条（略） （新設） （情報の開示） 第 13 条（略） （新設）